

第132号議案 長崎市学校給食の提供に関する条例

【目次】	ページ
1. 条例制定の概要	1
2. 条例案の構成	2～7
3. 施行期日	7
(参考)	
給食費公会計化に伴う収納管理の流れ	8
学校給食法（抜粋）	9



1 条例制定の概要

(1) 条例制定の目的

本条例は、学校間の食材調達コストの差異を要因とした不平等の解消や学校給食費の適正な徴収を行うにあたり、学校給食の実施及び学校給食費の徴収に関する基本的な取扱いを条例化することで、児童及び生徒に栄養価を満たした安全で安心な学校給食を安定的に提供するために定めるものである。

(2) 学校給食の現状

ア 学校給食実施根拠

学校給食法第4条において、義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないとしている。

イ 学校給食の実施に要する経費の負担

学校給食法第11条において、施設及び設備に要する経費、並びに人件費は学校設置者の負担、それ以外の経費を学校給食費として保護者の負担としている。

ウ 本市の学校給食費に関する会計

学校長が児童生徒の保護者から学校給食費を徴収し、徴収した学校給食費の範囲内で食材の購入・支払を行う「私会計」方式を採用している。

(3) 学校給食の課題

ア 保護者が同じ費用を負担しているにも関わらず、学校の規模等によって、食材調達コストに差異が生じるため、提供される給食の内容に違いが出る場合がある。

イ 学校給食費は、学校ごとに取扱っているため、管理体制の確立や透明性の確保のために学校現場の負担となっている。

(4) 「公会計」方式への移行による効果

学校給食費の収納管理を市が一元的に行うことで、

ア 学校間の給食内容の違いを抑え、学校給食の公平化が図られる。

イ 学校給食費の取扱いが、より効率的な体制で透明性を確保できる。

2 条例案の構成

(目的)

第1条 この条例は、市立学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食その他の給食（以下単に「学校給食」という。）の実施及び学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めることにより、学校給食の安定した提供をすることを目的とする。

本条例の制定目的を定めたもの。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 長崎市立小学校条例（昭和39年長崎市条例20号）別表に掲げる小学校（長崎市立南陽小学校開成分校を除く。第5号において「給食実施小学校」という。）及び長崎市立中学校条例（昭和39年長崎市条例第21号）別表に規定する中学校（長崎市立土井首中学校開成分校を除く。第5号において「給食実施中学校」という。）をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外のものをいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童若しくは生徒の保護者、当該児童若しくは生徒を現に監護する者又は学校給食を受ける市立学校の職員等をいう。
- (4) 標準単価 児童1人当たりの平均の所要栄養量を満たす学校給食の実施のために必要となる食材費単価相当額又は生徒1人当たりの平均の所要栄養量を満たす学校給食の実施のために必要となる食材費単価相当額をいう。
- (5) 標準回数 給食実施小学校における4月からの翌年3月までの学校給食の実施予定回数又は給食実施中学校における4月から翌年3月までの学校給食の実施予定回数をいう。

本条例における用語の意義を定めたもの。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、市立学校において学校給食を実施するものとする。

(1) 法的根拠

学校給食法に、義務教育諸学校の設置者は学校給食の実施に努めるよう定められている。

条例を制定するにあたり、本市が学校給食を実施することを明確化する。

(2) 実施対象校

ア 南陽小学校開成分校を除く市立小学校68校

イ 土井首中学校開成分校を除く市立中学校39校

(3) 学校給食を受ける者

ア 基本的には実施対象校の全ての児童及び生徒

イ 実施対象校に勤務する職員、検食を行う職員

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収するものとする。

(1) 学校給食費を徴収する者

これまでは、各学校の校長が学校給食費を徴収していたが、公会計方式への移行に伴い、市長が徴収する。

(2) 学校給食費負担者

ア 学校給食を受ける児童・生徒の保護者又は現に監護する者

イ 学校給食を受ける市立学校に勤務する職員、検食を行なう職員

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、標準単価に標準回数を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 標準単価及び標準回数は、その者について現に要する学校給食費を勘案し、市長が別に定めるところにより減じることができる。

(1) 学校給食費の性格

一般的には「食材料費」を負担するものとされており、性格的には「実費負担」、「学校給食の対価」とされている。

(2) 標準単価

1人当たりの平均の所要栄養量を満たす学校給食の実施のために必要となる食材費単価相当額。

ア 小学校 一人当たり 209.21円

イ 中学校 一人当たり 248.98円

(3) 標準回数

4月から翌年3月までの学校給食の平均実施予定回数。

ア 小学校 185回

イ 中学校 180回

(4) 学校給食費の額

学校給食費の額は、標準単価に標準回数を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。

$$\boxed{\text{標準単価}} \times \boxed{\text{標準回数}} + \boxed{\text{消費税相当額}} = \boxed{\text{学校給食費}}$$

(小学校) 209.21円×185回+3096.308円=41800.158≒41,800円

(中学校) 248.98円×180回+3585.312円=48401.712≒48,400円

計算式に当てはめると、小学校41,800円、中学校48,400円となり、現行の学校給食費の年間負担額と同額になる。

(5) 公会計方式移行に伴う変更点

現 行：各学校において、標準回数を上回らないよう弁当の日を設けたり、下回った場合は返金等で対応していた。

今 後：小学校6年間、中学校3年間において標準的に必要となる経費を負担してもらうこととなるため、提供回数に関わらず一定額を徴収する。

(6) 学校給食費の減額

標準単価及び標準回数は、学校給食に係る食材費相当額を勘案し、減じることができることとする。

$$\left(\text{標準単価} - \text{減じる単価} \right) \times \left(\text{標準回数} - \text{減じる回数} \right) + \text{消費税相当額} = \text{学校給食費}$$

ア 単価を減じることができる事由

・食物アレルギー等により主食、牛乳又は全ての副食のいずれかを受けることができないときは、当該額を減じる単価とする。

(例) 小学生で牛乳が飲めないとき

$$\begin{aligned} & (209.21 \text{ 円} - 45.92 \text{ 円}) \times 185 \text{ 回} + 2416.692 \text{ 円} \\ & = 32625.342 \text{ 円} \approx 32,620 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 回数を減じることができる事由

- ・転出により年度途中から学校給食の提供を受けないとき。
- ・転入により年度途中から学校給食の提供を受けるとき。
- ・病気、事故その他やむを得ない理由により欠食する場合で、すべての発注を取消しできたとき。
- ・災害、事故等により学校給食の実施を3日以上連続して中止したとき。
- ・施設の改修工事等により学校給食を実施しないとき。

(例) 小学生がインフルエンザで5日間欠席して3日間食材の発注が止まったとき。

$$\begin{aligned} & 209.21 \text{ 円} \times (185 \text{ 回} - 3 \text{ 回}) + 3046.0976 \text{ 円} \\ & = 41122.3176 \text{ 円} \approx 41,120 \text{ 円} \end{aligned}$$

最終月の3月分から41,800円-41,120円=680円を減じる。

(学校給食費の納期限)

第6条 学校給食費負担者は、市長が別に定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

	私 会 計	公 会 計
納付回数	11回	12回
納付金額	(小) 3,800円 (中) 4,400円	(小) 4月3,300円 5~3月3,500円 (中) 4月3,300円 5~3月4,100円
納期限	学校で決めた日	毎月末日
納付方法	現金納付又は口座振替	現金納付又は口座振替

(学校給食費の減免)

第7条 市長が特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

(1) 減免について

学校給食の実施後に生じた事由により、支払困難となった場合に、減免することができることとする。

(2) 減免の対象となる事由

- ア 学校給食費負担者が災害及び事故等により一時的に資力を失ったとき。
- イ 学校給食費負担者が死亡し、相続人が限定承認[※]を行ったとき。
- ウ 生活困窮その他市長が必要と認めるとき。

※限定承認：相続財産の範囲内で相続負債を支払うこと。

(3) 減免の方法

減免は事由が生じた月以降の学校給食費の額を必要に応じ減免する。

(債権の放棄)

第8条 市長は、消滅時効が完成した学校給食費を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。

(1) 債権放棄の対象となる事由

ア 消滅時効が完成し、かつ、滞納者の住所又は居所が不明であることにより滞納者から時効の援用^{*}の意思を確認できないとき。

イ 滞納者が死亡し、相続人がその債務について限定承認を行った場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

ウ 破産法の規定により滞納者が当該債権につきその責任を免れたとき。

エ 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

※時効の援用：債権者に対して時効が成立したことを主張し、消滅時効の利益を受ける旨の意思表示をすること。援用をしないと債権は消滅せず債権者から請求を受け続けることになる。

(2) 債権の放棄を規定する理由

学校給食費は私債権であり、時効の完成と同時に債権が消滅することはない。滞納者が行方不明の場合や、生活困窮状態にあり資力の回復が見込めない場合など、実質的に徴収できない状態になったとしても、債権が残ることとなる。

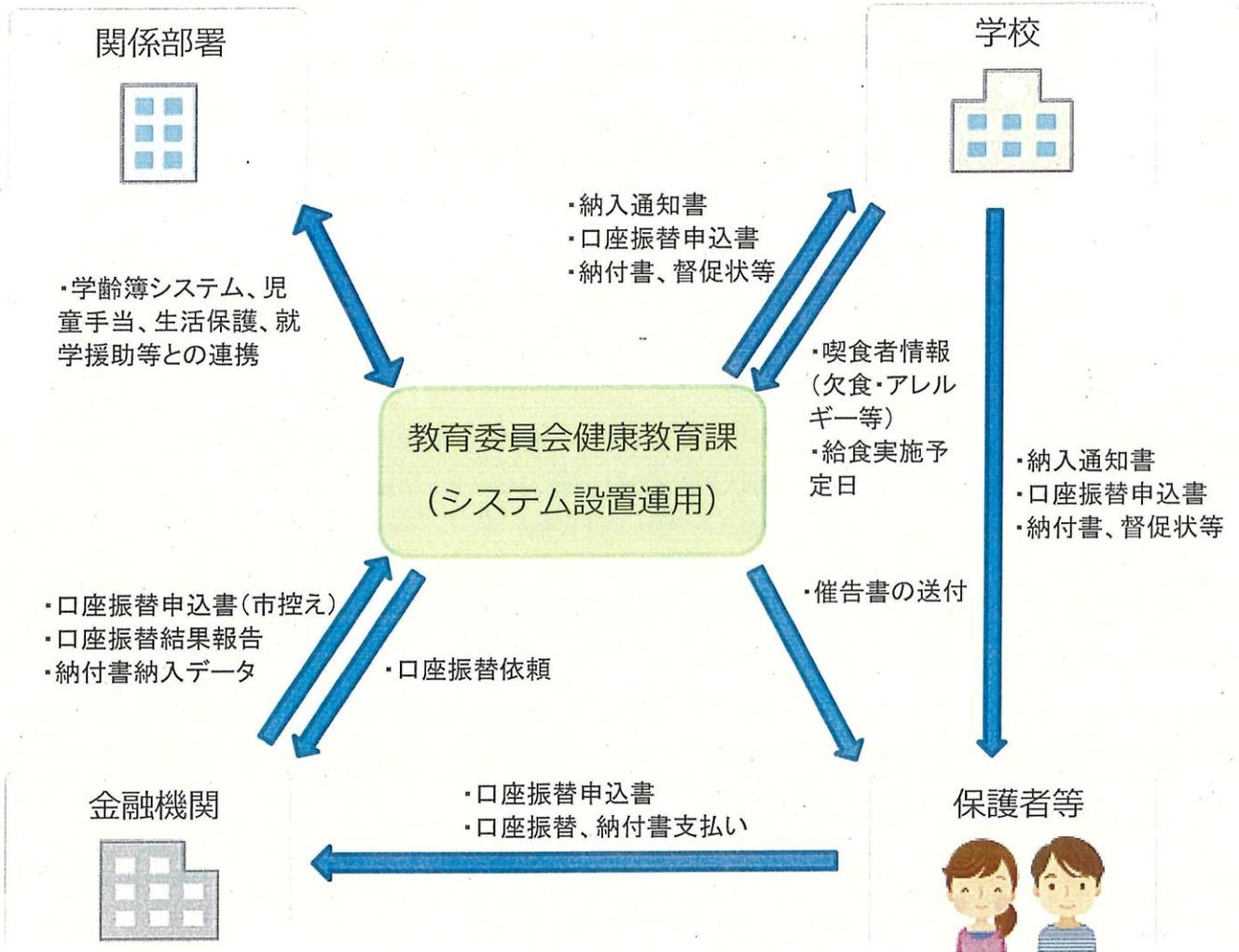


債権管理を円滑かつ効率的に実施したいため、債権放棄ができる規定を設ける

3 施行期日

平成31年4月1日

給食費公会計化に伴う収納管理の流れ



<市教委の役割>

- ◎給食費の納入のお知らせ作成(納入通知書)
- ◎給食費振替口座情報入力
- ◎給食費の喫食情報等により請求額を確定
- ◎口座振替データ作成後金融機関へ振替依頼
- ◎口座振替結果の取り込み
- ◎口座振替不能者等へ納付書作成
- ◎給食費の収納管理
- ◎未納者への督促状等の作成
- ◎未納者への催告書等の作成・送付
- ◎児童手当からの徴収事務手続き

<学校の役割>

- ◎給食費の納入のお知らせ配布(納入通知書)
- ◎給食費の口座振替申込書配布
- ◎給食実施予定日報告
- ◎喫食者情報報告
- ◎口座振替不能者等へ納付書配布
- ◎未納者へ督促状等の配布
- ◎児童手当からの徴収勧奨、同意書等の徴取

学校給食法（抜粋）

昭和二十九年法律第百六十号

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。